		困窮者住居	4年 八八小口 1.1	亚人加			
(I)E	<u>リガナ</u> モ 名						
	- ''	177 T	_b	<i>F</i>		\#\ /	\ 1E
	上年月日	昭和・平	成・令和	年	月 日	満()歳
	電話番号						
1	離職または生 則」という。) 離職等の時期	ま2.の場合であ 生活困窮者自立支 第3条第1号に	援法施行規則				以下「規
2	離職等した事規則第3条第	<u> 兼所 </u> 52号に該当する場	<u></u> 봉合				
	給与その他の業 収入を得る機会 の状況	美務上の	<i>"</i>				
5	離職等前に世帯の生計を主として維持していたことまたは申請月において維持していること						
	離職等前の雇用 等、世帯の生計 にかかる状況	十の維持					
1 -)次の1または2のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載) 住居を喪失していること						
	住居を喪失し						
	喪失した住居						
	現在の状況	*> L //					
申 2	住居を喪失するおそれがあること						
事	現在の住所						
項	住居の家主等						
	喪失するおそ る住居の家賃						
7	現在の収入状況 居喪失のおそれ 理由、状況等						
		申請者と同一の	世帯に属する	る者の収え	入および預則	宁金が次のとお	りであること
	フリガナ						
	氏名						合計
	続柄	本人					百亩
	生年月日						
	収入(月額)	P	7	円	円	円	円
	預貯金等	P	3	円	円	円	円
	※申請日の属する	■	確実に推計でき	る場合はその		るときは収入の確定し	している直近3ヵ

以下「妛綱」という。/ 易り埋い規矩により、 確保給付金」という。) の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給ならびに臨時特例つなぎ資金および総合支援資金の融資を行う ために必要となる範囲で、青梅市、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第 9項に規定する特定地方公共団体、同条10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を 受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会および自立相談支援機関の間で相互利用されることにつ いて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

梅市長殿

(注意事項)

- 1 <u>申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、または受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正</u>受給した金額の全部または一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体または同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由または個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、青梅市が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第21条にもとづき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条にもとづき、青梅市から資産または収入の状況につき、官公署 に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社その他の機関もしくは離 職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条にもとづき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居 状況について報告を求めることがあります。
- 6 要綱第15項にもとづく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 要綱第5項にもとづき、青梅市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。